

# 第3期大津市いじめの防止に関する行動計画 <中間見直し>

児童生徒支援課

# いじめの防止に関する行動計画の位置づけ

## 大津の子どものいじめの防止に関する条例 第9条第1項

市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

いじめ防止対策推進法に規定される「地方いじめ防止基本方針」としても位置づけている。

## いじめ防止対策推進法 第12条

地方公共団体は、（国が策定する）いじめ防止基本方針を参酌し、その地方の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

# 行動計画の概要

## <行動計画全体の構成>

### 第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 いじめの防止に関する行動計画とは
- 第2節 大津市の反省
- 第3節 大津市の状況
- 第4節 第2期行動計画の振り返りと第3期行動計画への反映

### 第2章 大津市のいじめ対策の体制

- 第1節 いじめ対策の取組体制
- 第2節 大津市のいじめ事案への対応の体制
- 第3節 学校におけるいじめ事案への対応の体制
- 第4節 重大事態への対応の体制

### 第3章 いじめ対策のこれからの取組

- 第1節 施策体系
- 第2節 具体的な施策
- 第3節 重大事態への対応

### 第4章 計画の推進

- 第1節 計画推進の基本的な考え方
- 第2節 各学校・各取組実施課による自己評価
- 第3節 成果指標の設定
- 第4節 中間見直し・次期計画の策定

### 資料編

- 1 いじめ対策の取組体制
- 2 大津市のいじめ事案への対応の体制
- 3 学校におけるいじめ事案への対応の体制
- 4 これまでの大津市のいじめ対策
- 5 関係法令等
- 6 いじめに関する相談窓口

# 行動計画の概要 ＜施策体系＞

第3期行動計画 施策体系（全取組：76、重点：14、通常49、関連13）

A.市・教育委員会  
が実施する施策

B.学校が  
実施する施策

C.家庭・地域との連携・協働により  
実施する施策

具体的取組  
(全取組：9、重点：1、通常：3、関連：5)

D.附属機関・関係機関等との連携により  
実施する施策

具体的取組  
(全取組：5、重点1、通常：4)

E.包括的な施策

具体的取組  
(全取組：3、通常：3)

基本施策：未然防止・早期発見・対処

具体的施策

具体的施策

具体的取組

具体的取組

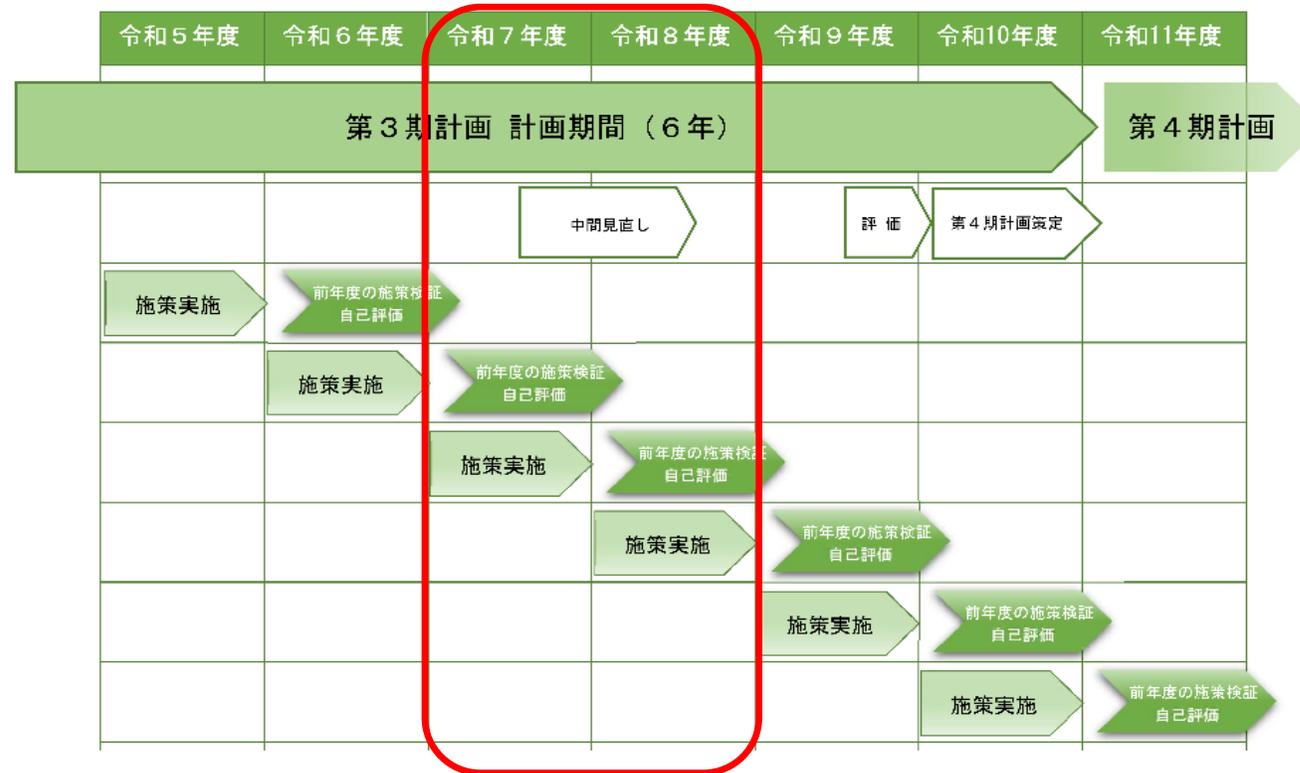
全取組：33  
重点：6  
通常：23  
関連：4

全取組：26  
重点：6  
通常：16  
関連：4

# 行動計画の中間見直し

## 行動計画の中で、計画期間の中間年度での見直しを位置づけ

「第3期行動計画は、令和5年度から令和10年度までの6年間で計画期間とし、また、時代の変化や子どもの変化の状況、取組を実施する中で行った改善を反映するため、中間の令和7年度から令和8年度にかけて中間見直しを実施します(本編:P4)



# 中間見直し時における方針

## 中間見直しの進め方

行動計画で「中間見直しを行う際は、市及び教育委員会で検討を実施する」(本編:P58)とされていることから、市・教育委員会の関係課への照会やヒアリングにおいて検討を行う。  
見直し案を「教育長・教育委員協議」及び「大津の子どもをいじめから守る委員会」で提示し、意見・助言を得ながら、検討を進める。

## 中間見直し方針

構成や内容は現在の計画内容を基本とし、計画策定後の制度変更の反映や、各年度の自己評価等を踏まえ変更のあった取組内容の見直し、新たな取組等の追加等を行う。  
また、成果指標結果や、これまでの取組実績等については、最新のデータに更新する。

【以下想定される中間見直しの視点】(本編:P58)

- ・令和5～7年度の各取組の自己評価状況の確認、重点取組の取組指標の状況確認
- ・成果指標の達成度確認と、必要に応じ目標値、基準値の見直し
- ・上記から課題が発見された場合は、その対応の検討
- ・毎年度のPDCAに基づき既に行った取組内容の改善等を反映
- ・計画策定後の法改正や制度変更、その他取り巻く環境の変化への対応

# 見直しの視点(案)

---

## <第1章> 計画の策定にあたって

### 関係法令及び上位計画の確認(大津市総合計画・大津市教育振興基本計画)

計画策定後の法改正、制度変更、上位計画の変更に対応する。

### 大津市の状況(いじめの疑い報告件数・アンケート結果等)

最新の数値に更新する。

## <第2章> 大津市のいじめ対策の体制

### 大津市のいじめ対策の体制

SC及びSSWをいじめ対策委員会における構成員として明記すること等

# 見直しの視点(案)

## <第3章及び資料編>いじめ対策の取組

### 各主体が実施する施策

これまでの取組に対する自己評価・成果指標等を踏まえ、取組内容の見直しを行う。  
計画策定時に実施のなかった取組について必要に応じ追記する。

### 重点取組における取組指標

14の重点取組における、指標の確認及び目標値の変更

### 重点目標例

#### 重点取組と取組指標

学校見守り活動の推進

・地域と連携した学校見守り活動の実施校数

# 見直しの視点(案)

## <第4章> 計画の推進

### 各学校・各取組実施課による自己評価

各取組の自己評価状況の確認

### 成果指標の確認及び再設定

成果指標の確認を行い、必要に応じ成果指標について見直しを検討する。

#### 成果指標

- 1 前の学年のときに、いじめを受けなかった子どもの割合
- 2 いじめを受けたとき、誰かに相談した子どもの割合
- 3 いじめを見たとき、いじめの解決に向けた行動をとった子どもの割合

## 見直しのスケジュール(案)

時期	内容
<u>令和7年度</u>	① 中間見直し後の行動計画作成 ※一部、重点取組については、令和8年度に数値が確定するためそれを除いた部分
<u>令和8年度</u>	① 令和8年度に確定する重点取組の数値入力 ② 中間見直し後の冊子の印刷及び配布(6月)

# 見直しのスケジュール(案)

## 令和7年度関係会議での報告等

### 教育長・教育委員協議及び大津の子どもをいじめから守る委員会

1回目	6月	中間見直しの実施及び今後のスケジュール ・6月2日 大津の子どもをいじめから守る委員会 ・6月6日 教育長・教育委員協議
2回目	10月頃	アンケート結果及び第1章～第4章の変更状況
3回目	2月頃	令和7年度末時点の最終案

### 市議会 教育厚生常任委員会

6月議会 (6月24日)	中間見直しの実施及び今後のスケジュール(「報告事項」として報告)
2月議会 (3月16日)	令和7年度末時点の最終案(「報告事項」として報告)

# 見直しのスケジュール(案)詳細

